

## 埼玉県国民健康保険運営方針(原案)に係る修正案(運営協議会での審議関係)

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
1 基本的事項	1ページ	(1)策定の目的 7行目	「本県の市町村国保では、 <u>毎年約300億円以上の慢性的な赤字が続いています。</u> 」とあるが、「慢性的な赤字」という表現は「法定外繰入金」と正しく記載した方が良いのではないか。	○修正あり  <修正案> 「本県の市町村国保では、 <u>近年300億円を超える法定外繰入れを実施しており、実質的な収支は赤字が続いています。</u> 」に修正
2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	4ページ	(1)医療費の動向と将来の見通し (2)医療費の見通し 8行目 ○今後の見通し	「・現在、医療費については高止まりの状態にあると思われます。今後、被保険者数の減少率に伴い、医療費が減少していくことが想定されます。」 「・ <u>医療費総額は、減少していくものの、それを上回るペースで被保険者が減少することから、1人当たり医療費は増加することになります。</u> 」とあるが、分かりやすい表現にした方が良いのではないか。	○修正あり  <修正案> 文章の組み立てを整理し、文言を追加 ○今後の見通し(医療費の推計) 「・現在、医療費については高止まりの状態にあり、今後は、被保険者数の減少に伴い、 <u>医療費総額は減少していくことが想定されます。</u> 」  ○【参考】一人当たり医療費の推計 「・ <u>医療費総額は減少するものの、被保険者一人当たり医療費は、被保険者の年齢構成の高齢化、医療の高度化等に伴い、増加していくものと見込まれます。</u> 」に修正

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	18ページ	(1)国民健康保険税収納率の向上 ④目標達成に向けた取組「口座振替」	口座振替の利用促進については、現状でも行っているのであれば、今までと違ってどのように取り組んでいくかしっかり考える必要があるのではないか。	○修正あり  <修正案> ・納期内納付の促進 「取組:口座振替納付の促進(原則化の推進等)、納期内納付の広報」に修正  <県の考え方> ・口座振替の原則化の推進 「国民健康保険税条例施行規則」等の改正により実施 ・口座振替の勧奨の徹底 国保新規加入者来庁時の口座振替申込勧奨を、課内の取組として統一的な実施等、あらゆる機会を捉えた勧奨
	17ページ	(1)国民健康保険税収納率の向上 ①現状「口座振替」	口座振替のインセンティブに連動するかもしれないが、共済には任意継続の制度がある。任意継続の期間中、保険料を前納する場合には割引をする制度があるが、国保にもあるのか。	●修正なし  <県の考え方> 前納報奨金制度については、国保税については、規定がないため納期前納付に対する報奨金制度を設けることはできないと解されている。  【参考】 市町村民税には、地方税法第321条に規定があり、納税者が納期前納付を行ったときは、市町村は、報奨金を納税者に交付することができることとされている。
	"	"	口座振替については、インセンティブとして粗品を提供することなどを考えたかどうか。	●修正なし  <県の考え方> 口座振替申込者に粗品を提供している市町村もある。県ではそのような情報を指導助言において提供している。また、県の特別調整交付金の交付対象としている。

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	17ページ	(1)国民健康保険税収納率の向上 ②課題	「〇市町村は、独自に予定収納率を設定することができます。」 「〇標準的な収納率以上の予定収納率を設定し、収納額を確保すれば、市町村の独自財源にすることができます。また、現年課税分の収納率を向上することで保険税の賦課額を圧縮し、一人当たり保険税額を低くすることが可能となります。」とあるが、分かりやすい表現にした方がよいのではないか。	○修正あり  <修正案> 「〇標準的な収納率以上に収納できれば、市町村の独自財源にすることができます。」に修正
	17ページ 18ページ	(1)国民健康保険税収納率の向上 ②課題 ④目標達成に向けた取組	全国と比較すると、現年度分よりも滞納繰越分の方が差が大きい。現年度分を中心にして取組をするのはよいが、滞納繰越分についても課題や目標のところと言及をすべきではないか。滞納繰越分の中には、資産のある方々もいるので、そういう方々については法的な措置を含めた、少し厳しい措置をやっていかねばならないと思う。	○修正あり  <修正案> ②課題 「〇あわせて、滞納繰越分についても力を入れていく必要があります。」を追加  ④目標達成に向けた方向性 ○市町村の取組の基本的方向性 (直接的な現年課税分の収納率の向上)(間接的な現年課税分の収納率の向上)を削除 ○収納率目標達成のための県の取組 「県は、 <u>現年度課税分の</u> 収納率向上のため、人材育成及び財政支援を行い、市町村を支援します。」の「 <u>現年度課税分の</u> 」を削除
	18ページ	(1)国民健康保険税収納率の向上 ④県の支援	滞納分については10～15年も残っているものがある。調査のできない市町村には県の方から支援を送って、徹底的に調査をするというのはいかがでしょうか。処分すべきものは処分すべきと考えるが、処分しないと収納率は上がっていかない。この際、県で(やるべき)と考える。こういうのも県の支援のひとつと考えるがどうか。	●修正なし  <県の考え方> 新制度においても、保険税の賦課徴収は市町村の役割とされている。 県は、指導助言・研修の実施による市町村徴収職員の徴収スキルアップと収納率向上に向けた取組に対する財政支援を行う。 現在県では、市町村課が中心となり「徴収対策強化助言事業」を実施し、個人県民税対策課、所管県税事務所などの税務局と国保医療課が連携し、市町村を支援している。

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
6 市町村における保険給付の適正な実施	19ページ	(1)レセプト点検の充実強化	現状、課題、目標について記載しているが、原因が入っていない。原因が分からないと取組が適正かどうか判断しにくい。	●修正なし  ＜県の考え方＞ 県内市町村で内容点検効果率に差異のある要因は、 ①市町村で実施する2次点検の差異(委託か自前、件数等) ②医療機関から請求されるレセプトの精度の差異等が考えられる。 そのうち市町村が実施する2次点検について、点検員のレベル向上に向けた取組などにより点検水準の底上げを図ることができる考える。
	19ページ	(1)レセプト点検の充実強化 ③目標	レセプト点検の目標については、どのように設定するのか。 「内容点検効果率について、全国平均0.18%を目指します。」という数値目標が適当なのか。	○修正あり  ＜修正案＞ ②課題 「○内容点検効果率が全国平均と比較すると低い状況にあります。」を削除 ③目標 「○適正な保険給付ができるよう、レセプト点検の充実強化を図ります。」に修正  ＜県の考え方＞ 市町村が実施する2次点検について、点検水準の底上げを図ることが必要と考える。
	20ページ	(2)療養費支給の適正化	柔道整復療養費等の不正請求が問題になっている。市町村は支給決定の適正化に努めているが、なかなか減らないと聞いている。県が主導的に行うべき取組を運営方針に明記すべき。	●修正なし  ＜県の考え方＞ 県内すべての市町村で患者調査を実施することが、柔道整復療養費等の不正請求に対する抑止につながると考えている。 平成29年度中にマニュアルを作成し、市町村が効率的に患者調査を実施できるよう支援していく。

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
6 市町村における保険給付の適正な実施	20ページ	(2)療養費支給の適正化 ①現状	療養費の項目については、はり灸あんまマッサージについても言及していただきたい。最低でも柔道整復「等」という表現で入れていただきたい。	<p>○修正あり</p> <p>&lt;修正案&gt;  「その中で柔道整復療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうに係る療養費については例外的な取扱いとして、<u>施術者が療養費を保険者に請求する受領委任形式等</u>により支給しています。」</p> <p>&lt;考え方&gt;  療養費については柔道整復療養費だけでなく、はり灸あんまマッサージや海外療養費など不正請求について問題視されていることは認識している。  今回運営方針に記載する「療養費支給の適正化」については、国から取組強化が求められている柔道整復療養費の患者調査に重点を置き記載している。  しかしながら取組においては、療養費全体の適正化の取組を進めることとしているので、はり灸あんまマッサージについても、マニュアルの活用や事例の情報提供において適正化を進めていく。</p>

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
7 医療費適正化の取組	24ページ	(1)データヘルスの推進	記載項目が、「現状」「目標達成に向けた取組」の2項目立てとなっているが、他と同様に「現状」「課題」「目標」「目標達成に向けた取組」の4項目立てとするべき。	○修正あり ＜修正案＞ 「現状」「課題」「目標」「目標達成に向けた取組」の4項目立てに修正
	”	(1)データヘルスの推進 ②目標達成に向けた取組 2つ目の○	「また、 <u>保険者間の連携や関係部署との連携</u> を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。」とあるが、保険者間及び関係部署では分かりにくいので、どこと連携するのか具体的に記載したほうが伝わりやすいのではないかと。	○修正あり ＜修正案＞ ④目標達成に向けた取組 「また、保険者間( <u>被用者保険・後期高齢者医療</u> )の連携や関係部署( <u>衛生部門・介護部門</u> )との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。」に修正
	26ページ	(2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 ④目標達成に向けた取組	特定保健指導の利用率が低いので、もう少し力を入れるべき。「 <u>受診勧奨の強化</u> 」については、「 <u>受診勧奨・利用勧奨の強化</u> 」としてはどうか。	○修正あり ＜修正案＞ 「 <u>受診勧奨・利用勧奨の強化</u> 」に修正
	”	(2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 ③目標、 ④目標達成に向けた取組	若い人の受診率を上げたいので、目標に若い世代の受診率のことは入れるか、取組の中で若い人への受診勧奨に力を入れていくとか、そのようなことはできないか。	●修正なし ＜県の考え方＞ 受診勧奨の強化の主な取組の一つとして、「対象者の属性に応じて内容を変える等、受診勧奨資材の工夫」と記載しており、各世代の特性や受診歴等に応じた受診勧奨を行うとしている。

項目	ページ	該当箇所	埼玉県国民健康保険運営協議会の意見	対応案
7 医療費適正化の取組	26ページ	(2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 ④目標達成に向けた取組	特定健診、保健指導を受ける環境(場所)が異なっている。環境の整備などに力を入れるべきと考える。	●修正なし  ＜県の考え方＞ 各市町村の実情に応じて、受診環境の整備に取り組んでいただく。 県としては、好事例については市町村に情報提供し横連携を図っていく。
	26ページ 28ページ	(2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 ④目標達成に向けた取組  (4)糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ④目標達成に向けた取組	被保険者は動いていく。国保だけをターゲットにするのではなく、他の保険者との協力を盛り込んでいただきたい。(4)糖尿病性腎症重症化予防事業の実施についても同様。	●修正なし  ＜県の考え方＞ 事業実施に当たっての保険者間の連携については、(1)データヘルスの推進 ④目標達成に向けた取組に、「保険者間の連携や関係部署との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます」と記載している。
8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	33ページ 34ページ	(1)事務の標準化 (2)事務の共同化の検討	市町村は人が足りない事が一番困る。簡易的な運用方法であれば、人員もいらなくなるので、市町村の意見を聞き、検討していただきたい。	●修正なし  ＜県の考え方＞ 事務の標準化・効率化や共同化の検討をすることにより、市町村事務の軽減が図れると考えている。 標準化を進める場合も市町村の事務量を勘案しながら進めていく。